

恩納村漁港維持運営計画
真栄田漁港
(令和 8 年度)



真栄田漁港維持運営計画

恩納村が管理する真栄田漁港（第 1 種漁港）の維持管理を円滑に行うため、恩納村漁港管理条例（昭和 55 年恩納村条例第 25 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、基本施設、輸送施設（付帯用地及び安全施設を含む。）及び漁港施設用地（公共施設用地に限る。）について、令和 8 年度の維持運営計画を次のとおり定める。

なお、甲種漁港施設の維持管理に関しては、漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）、恩納村漁港管理条例、恩納村漁港管理条例施行規則（昭和 56 年恩納村規則第 19 号）及び関係法令等の規定に基づき管理するものとする。

第 1 真栄田漁港の概要

漁港施設名		漁港施設名（小分類）	規模	備考
基本施設	外郭施設	第 1 防波堤	40.1 m	
		第 2 防波堤	55.0 m	
		第 3 防波堤	39.9 m	
		第 1 護岸	423.9 m	
		第 2 護岸	25.0 m	
		第 3 護岸	41.9 m	
		第 4 護岸	102.4 m	
		護岸（1）	91.8 m	
		用地護岸（1）	42.0 m	
		用地護岸（2）	92.1 m	
		用地護岸（3）	31.9 m	
		用地護岸（4）	128.6 m	
		波除堤	20.0 m	
	係留施設	－2.5 m 物揚場	計 150.1 m	
		休けい用	70.1 m	
		陸揚げ用	50.0 m	
		準備用	30.0 m	
		船揚場	70.1 m	
	水域施設	－1.5 m 泊地	5,500.5 m ²	
		－2.5 m 泊地	8,884.2 m ²	
		－3.0 m 航路	23,441 m ²	
機能施設	輸送施設	臨港道路（D1）	398.0 m	
		臨港道路（D2）	62.0 m	
		臨港道路（D3）	76.0 m	
	漁港施設用地	護岸敷（A-1）	3,315 m ²	

		護岸敷 (A-2)	176 m ²	
		護岸敷 (A-3)	353 m ²	
		護岸敷 (A-4)	126 m ²	
		護岸敷 (A-5)	270 m ²	
		護岸敷 (A-6)	96 m ²	
漁港施設名		漁港施設名 (小分類)	規模	備考
機能施設	漁港施設用地	物揚場敷 (B)	975 m ²	
		船揚場敷 (C)	1,060 m ²	
		漁具保管修理施設用地 (G1)	3,172 m ²	
		漁具保管修理施設用地 (G2)	1,460 m ²	
		漁具保管修理施設用地 (G3)	1,068 m ²	
		漁具保管修理施設用地 (G4)	1,447 m ²	
		漁船保管施設用地 (E)	1,402 m ²	
		水産種苗生産施設用地 (S)	246 m ²	
		養殖用作業施設用地 (R1)	2,009 m ²	
		養殖用作業施設用地 (R2)	2,946 m ²	
		荷さばき所用地 (J)	734 m ²	
		野積場用地 (L1)	448 m ²	
		野積場用地 (L2)	1,036 m ²	
		駐車場用地 (Q1)	1,278 m ²	
		漁港環境整備施設用地 (M1)	7,796 m ²	
		漁港環境整備施設用地 (M2)	1,463 m ²	
		漁港環境整備施設用地 (M3)	10,306 m ²	

第2 漁港施設の運用について

1. 基本施設の利用

(1) 外郭施設 (別添図) の利用は、次のとおりとする。

防波堤及び護岸は、漁船以外の船舶及び漁具などの放置等を認めないものとする。

(2) 係留施設 (別添図) の利用区分は次のとおりとする。

①－2.5 m 物揚場

(ア) 休けい用

休けい用物揚場は、漁船の休けいのための利用を優先しつつ、給水、給氷及び漁具、漁業資材の船積み等のためにも使用する。

なお、休けい漁船の係留方法は、縦づけを原則とする。ただし、漁具の積み降ろし等の場合は、横づけを認める。

(イ) 陸揚用

陸揚用物揚場は、漁獲物を陸揚げするために使用する。ただし、給水及び給氷等出量準

備のためにも使用する。

(ウ) 準備用

準備用物揚場は、給油、給水、給氷及び漁具、漁業用資材の船積み等のために使用する。

②船揚場

船揚場は、主として漁船の休けい及び漁船の修理等のために使用するものとし、その使用対象漁船は原則 20 トン未満とする。

また、緊急時に消防等が使用する区画を確保することとし、漁業活動に支障がない場合に限る、許可を受けた船舶も使用できるものとする。ただし、陸上の係留については、恩納村漁業協同組合（以下、「漁協」という。）の意見を聴いたうえで定める。

③臨時的措置

下記の場合においては、アからエまでの利用区分にかかわらず、物揚場の利用状況を考慮しつつ相互に使用する。

(ア) 盛漁期等において、物揚場の利用が錯綜した場合。

(イ) 荒天時等において、避難や安全対策上必要が生じた場合。

(ウ) 平常時において、アからエの利用区分に余裕があるなど、物揚場の利用上、特に支障がないと認められる場合。ただし、漁船以外の船舶の使用は除く。

(エ) 漁港及び漁港海岸建設工事並びに漁場整備工事の実施に係る利用調整による場合。

(3) 水域施設の利用は、次のとおりとする。

①航路においては、航行の安全を確保するため船舶の停係泊を認めないものとする。

②港内や漁港の周辺、停泊している船や作業中の船、他の小型船の直前一般的に引き波が立たず、針路を保てる最低限の低速（目安として約 8km/h 以下）で航行すること。

③泊地は、漁船の航行、操船及び係留のためのものであり、基本的には、漁船以外の船舶の使用を認めないものとする。ただし、許可を受けた船舶においては、漁船以外の船舶でも漁業活動等に支障の無い範囲で使用を認めるものとする。

2. 輸送施設の利用

輸送施設の利用は次のとおりとする。ただし、漁港区域内の秩序維持の為、漁港管理者が特に指示した場合はこの限りではない。

(1) 漁港内における交差点では一時停止すること。

(2) 道路を利用する者は、道路交通法を遵守し、他の車両の通行に支障を与えないこと。

(3) 本漁港内の臨港道路は、漁業活動に資する車両の利用に加え、地域住民等の利用もあることから、車両の運転者は歩行者の安全確保に留意し、徐行運転を原則とするとともに、歩行者を優先しつつ、漁業関係車両の円滑な通行にも配慮し、危険の回避に必要な措置を講じること。

3. 漁港施設用地の利用

漁港施設用地の利用については、原則として「漁港施設用地利用計画策定要領について」（平成 25 年 2 月 28 日付 24 水港第 3043 号水産庁長官通達）により別に定められている漁港施設用地利

用計画に基づき、それぞれの利用目的に応じ適正に利用する。また、利用形態が計画と齟齬が生じた場合には、漁協等関係団体の意見を聴き、速やかに利用計画の見直しを行う。

4. 漁港施設利用の優先順位

当該漁港整備の趣旨と利用状況を鑑み、漁港の本来機能である漁業生産活動の維持及び安全な利用の確保のため、利用の調整を行う観点から、以下の優先順位とする。ただし、漁港、漁場及び漁港海岸の整備工事（災害復旧を含む）の実施、人命救助、その他漁港管理者が特に必要と認める利用については、この限りではない。

- （１）漁協に所属する正組合員
- （２）漁協に所属する准組合員のうち、漁船登録された船舶を所有し、かつ直近３年間に水揚げがある准組合員
- （３）（２）以外に該当する准組合員
- （４）当該漁港地区の区民
- （５）村民又は村内に住所を持つ事業者
- （６）村外の利用者

5. 漁港施設の利用に係る諸手続き及び留意事項

- （１）漁協は、漁港管理者と連携を密にし、所属する組合員の利用状況を取りまとめ、恩納村漁港管理条例及び恩納村漁港管理条例施行規則に従い、諸手続きを行う。
- （２）（１）を除く漁港利用者についても、恩納村漁港管理条例及び恩納村漁港管理条例施行規則に従い、諸手続きを行うものとする。ただし、今般の当該漁港の利用状況を鑑み、漁業活動への支障がないか等を漁協と協議した書類を添付するものとする。
- （３）漁港区域内においては、漁業活動（養殖業を含む）及び船舶の安全な航行の確保並びに利用者の安全確保の観点から、原則として遊泳を行ってはならない。ただし、漁港管理者が特に認めた区域又は場合については、この限りではない。

第３ 施設の維持管理について

1. 施設点検

- （１）漁港利用者は、漁港施設の異常等を発見した場合には、速やかに漁港管理者へ報告する。
- （２）漁港管理者は、台風の接近又は上陸に伴う強風・暴風等の場合、地震及び津波が発生した場合、その他漁港内で事故が発生した場合等には、事象が収束した後速やかに、漁協等関係団体と連携して情報収集並びに臨時点検を行うものとする。

2. 港内の清掃及び環境整備

- （１）港内で発生した廃棄物は、漁港利用者自らが処分することを原則とする。
- （２）漁港管理者は、所有者が不明で漁港管理上支障のある廃棄物を発見した時は、その種類に応じ適切に処分する。

(3) 漁港を利用する漁協等関係団体は、定期的な漁港清掃に努めるものとする。

(4) 水域において、事故等により漁船等から漏出した油類の処理については、原則原因者に対応を求めることとする。

3. 放置船舶等への対応

管理者は、漁港内で放置艇及び放置車両を発見した場合は、漁協、区、事業者等と連携して、所有者等の確知を推進し、所有者に対して自主的な撤去を指導する。調査を尽くしても所有者等の確知に至らないような放置艇については漁港及び漁場の整備等に関する法律（令和5年法律第34号）第39条の2第4項に基づく簡易代執行等の活用を検討する。